

# 政策研究

## POLICY RESEARCH

2017 No. 5 (2017年8月号)

- レポート:政策論説      政策議論の妥当性と適正性  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:政策シグナル      職務上の不正の構図  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:アジアリンク      アジア通貨危機の再考  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:事例研究      東京都の排出量取引制度の価格機能の回復に向けた取り組み  
坂野 成俊 (株式会社富士通総研 公共・地域政策グループ)
-

はじめに

政策とは、国や地方自治体等が示す「政治の方向性」、すなわち理想と現実の乖離を埋める手段、経済社会が抱える問題を解決する手段の集まりを意味する。景気対策、年金問題、子育て政策、エネルギー問題等対象範囲は当然に広範多岐にわたり、すべての市民が利害関係を有するとともに、市民一人ひとりが何らかの考えを持ち表明することが可能となっている。とくに、インターネット、Twitter 等大衆情報化社会や審議会への公募参加・パブリックコメント等住民参加が深化するなかで、個々の市民が個々の主観的な観点から政策的意見を述べる機会・方法も多様化している。こうした政策議論のポピュリズム体質が広がる中で、地方議会や行政の政策議論に何が必要となるか概観する。

1. 政策議論のポピュリズムと政治

(図)政策議論参加の多様化			
参加動機		公式課題への参加	潜在的課題への対応
働きかけの対象	行政内部への働きかけ	①選挙に関連する行動、政治家への働きかけ等。 ②審議会等への住民参加。	①公式的参加の拒否 投票に行かない等。 ②住民運動の展開等。
	行政外部への働きかけ	①政策形成に対する抗議的参加等。 ②新たな公的機能の担い手の多様化等。	①私的問題の公共化。 ②内部問題の告発等。

まず、政策が極めて強い権力行為であることを認識する必要がある。政策は法律・予算等形態に関わらず、政策内容に反対者や利害関係のない者も拘束する力を持つ。この点を認識し、政策形成やそれに伴う政策議論のプロセスを認識しなければならない。

ポピュリズムとは、市民ニーズを政治に反映させることを本来は意味する。しかし、今日は市民の主観的感覚としてのニーズを政治や行政が無秩序に受け止め、権力行為たる政策全体が大きく歪む悪い意味で使用されることが多い。こうした実態は、「投機的政策」に結び付く。投機的政策は、政策全体を歪めるだけでなく、政策的な「失敗の連鎖」を生み出す。なぜならば、市民から提示されたニーズに対応しようとして行動しても、次にその目的から離れた別の市民ニーズが提示されるとそれへの対応行動を選択し、両者を行き来する中で自治体経営自体に対する市民の信頼性を失わせていくからである。

以上の結果、大衆情報化社会の深化と共に、分断された個々人の価値観や利己的な批判・評論が自由に展開できる社会となり、一方的な価値観だけを押しつける批判やその批判に対して意見を論じる評論が氾濫しやすくなり、利己的・主観的な意見などを「市民の声、市民のニーズを聞く」という美辞の中で政治が無秩序に受け止める構図が生まれやすくなる。政策に対する個々の主観的感覚の影響力が強まることで、経済社会の複雑な争点を単純化して受け止める傾向を強める。この単純化は、経済社会に存在する課題の原因を表面的に認識する傾向を強め、有効な政策選択を困難にする。

加えて、市民参加の多様化、民間化による公共サービス提供手段の多様化は、従来の議会と行政を中心とする利害調整による政策形成の寡占的体質を変化させ、政策形成を多様化させることで、議会や行政の

相対的信頼性を低下させる要因ともなっている。加えて、公共サービスの提供を民間に委ねることで、行政からの内部統制が間接的となり、質の維持・向上に対しての議会も含めたモニタリング機能の充実が必要となっている。市民参加等の多様化は、議会や行政が見落としがちな新たな視点や課題を認識する重要な要素である一方で、議会や行政の政策議論が従来同様のマッチポンプ体質を維持したとすれば、前述した政策自体の失敗の連鎖を生むと同時に、自らの信頼性を低下させることになる。こうした悪循環を克服するには、議会や行政自体が政策のプロの体質を明確に形成していく必要がある。

## 2. 議会機能の進化

市民参加や民間化の取組みは、政策議論への参加の多様化を通じて、民主主義の進化に向けて重要な役割を果たしている。一方で、代表機関としての議会の政策議論力の進化が重要となる。なぜならば、市民や民間による政策への参加が拡大するほど、市民全体の視点からの政策議論の重要性が高まり、議会自体が一部の住民や民間の意向を無秩序に受け止める迎合的体質を強めれば、地域政策のポピュリズム的課題はさらに深刻化し、その結果、議会への信頼性も低下せざるを得ないからである。

従来の議会の政策議論の基本は、マッチポンプ的利害関係集団間の調整にあった。利害関係集団間の調整をスムーズに展開するには、利害調整に参加できる集団の数を制限し、限られた集団間で調整することが効率的となる。その反面、多くの市民が利害調整から排除され政治への関心を低下させる要因となる。この限られた集団間の調整から政策議論を市民全体に広げていくために、市民参加や民間化の取組みは有用である。しかし、議会がこうした参加の多様化に対して、代表機関として妥当性と適切性に根差した議論を行う体質を形成する必要がある。従来同様の、利害調整型の政策形成、すなわち①既得権を優先する姿勢、②特定の大きな声の代弁者の姿勢、③好意的情報のみを耳を傾ける姿勢、④過去の延長線上での議論姿勢を繰り返していけば、議会の存在に対する市民の関心や信頼性が失われるとともに、政策の失敗を繰り返す要因ともなる。このため、議会の政策議論力を高める必要がある。その議論力とは、妥当性と適正性の確保である。

## 3. 政策議論の妥当性と適正性

妥当性とは、必要な情報を共有し政策のプロとしての行政や議会での議論を確立することで、政策議論の体系的なプロセスを担保することである。適正性とは、政策の議論や選択において目的達成に向けた明確な判断のための行動規範（評価のものさし）を共有すること、すなわち、目的達成の行動規範で政策の良し悪しを判断し、優先順位をつけて体系化することである。

妥当性における体系的なプロセスとは、住民ニーズに耳を傾けつつ主観的感覚議論に左右されることなく自ら観察・分析をエビデンスに基づき展開することである。そのためには、情報・データを常に観察し伝聞によらず自ら考える姿勢が原点となる。その上に立って、適正性を明確に形成すること、すなわち自らの行動規範を公に提示し、その良し悪しも含めて常にエビデンスに基づく議論を展開する姿勢が重要となる。

S 基礎自治体で、今年度、学校関係の入札（学校の机・椅子約1千セット）が中止になった。その理由は、①担当課が実質1つのメーカーにパイプの形状等の条件から落札が可能となるように設定していたこと、②「①」の条件が市長名で文書化されていたが稟議書の市長決裁を得ていなかったことによる。行政における稟議制度は、行政組織内の意思決定において段階的責任を形成する行為であり、情報共有の手段としても機能する。しかし、現実には多くの意思決定者が形式的に稟議制度に関わることから、情報共有も希薄化する要因となると同時に、責任の所在を不明確にする役割も果たす。こうした稟議制度を介した行政の組織体質の「集団的職務不正」をどう是正・防止していくかは、地方自治体の内部統制問題として極めて重要となる。

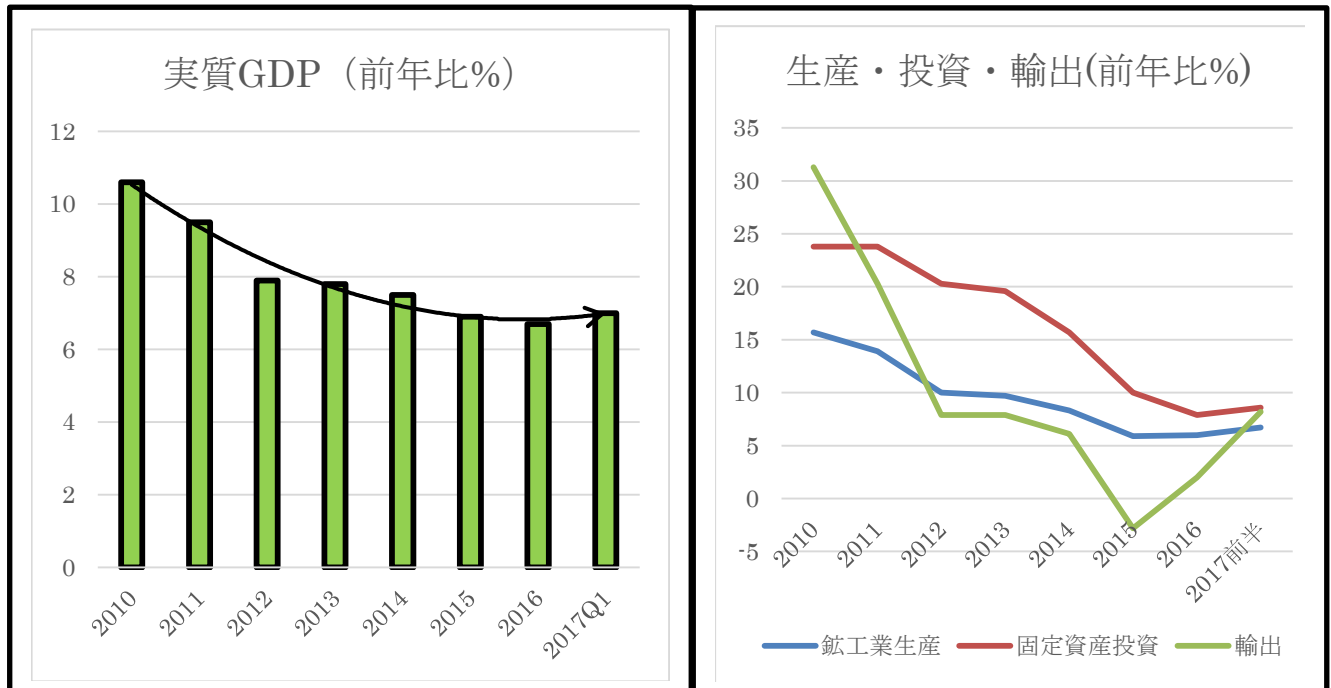
まず、職務上の不正とは何か。それは、組織の職員・管理職等が意図的に組織に不利益を与える行為を意味する。本基礎自治体の例に当てはめれば、地方自治体の職員・管理職等が意図的に組織や地域に不利益を与える行為が、職務上の不正行為となる。こうした職務上の不正行為には、①財務・非財務を問わない書類上の不正、②現金関係や資産管理等に関する資産上の不正、そして③利益相反・賄賂・地位濫用等の汚職等である。本件については、③の点は不明であるものの①と②の複合的類型となる。

職務上の不正発生メカニズムは、A.不正行為の機会、B.不正行為の動機、C.不正行為の正当化の三つの側面に分けられる。A.不正行為の機会とは、不正行為防止に対する周辺プレッシャーの脆弱性であり、本件の場合、稟議制度自体の階層別のチェック機能と責任意識の低下により不正への機会を生み出している。

B.不正行為の動機として、不適切な稟議書をめぐる取り扱いが一般化（日常化）していたか否か、すなわち稟議書に関する作成や、意思決定に関する不適切な技術的スキルが一般化していたかの問題である。一般化しているほど、組織的な不正に対する動機付け（無意識を含めた）が高まる。この点に関し、平衡プロセスがある。平衡プロセスは、大きく二つの要素、すなわち「地域の構造に規定された要素」と「人間の集団行動に規定された要素」の相互作用で構成される。その基本特性は次の点である。第1は、組織構造が不正に向かう動きを加速するか、妨げるかのどちらかである。地域や組織への観察によって、加速要素となるのか予防要素となるのか認識することが重要となる。第2は、暗黙のルールは明示のルールに優先することである。地域や組織では、明示に規定されたルールと実際に行われていることの間で、大きな矛盾を抱えながら機能していることを意味する。その点からは、地域や組織に潜在的に存在する「暗黙のルール」を認識する必要がある。第3は、徴候は構造の弱さを示すことである。徴候は、無視・否定されるべきではなく、不正の原因に辿りつく価値ある情報として認識し、注意深く観察することが求められる。

そして、三つ目にC.不正行為の正当化とは、行為者自身としての不正行為に対する納得であり、具体的には、責任と損害の否定、被害者の否定、他者への忠誠心等が要因となる。たとえば、本件の場合、特定のメーカーに発注することが納税者・地域のためであり、手続き的に不適正があってもやむを得ないといった被害者の否定や責任と損害の否定の思考などである。

不正発生メカニズムに対する一般的抑制策としては、①機会に対する抑制、②動機に関する抑制、③正当化に対する抑制に分けられる。①機会に対する抑制とは、具体的には、孤立的業務環境の排除、管理責任者への権限付与の限定化等であり、②動機に対する抑制とは、オープンコミュニケーション不足の改善、プレッシャー要因の共有と軽減等であり、③正当化に対する抑制とは、慎重な人事プロセスの導入、倫理研修と罰則強化等となる。いずれにせよ、いろいろな不正が単独個人の要因によって形成されることはない。常に、地域や組織の中に要因があることを認識し対応する必要がある。



(資料)中国国家统计局等資料より作成。

(注)2017 年前半=5 月までのデータにより作成。

中国経済が 2016 年後半以降、減速に歯止めがかかる動きとなっている。こうした歯止め動向が、中国の経済政策と如何なる関係を持っているか整理する。2010 年には二ケタ台の成長であった中国の実質 GDP が順次低下し、6 %台の推移となっていた。この動きが足元で下げ止まる動きを見せている。今回の下げ止まり動向の要因は、第 1 に世界的な情報通信関係の需要拡大により輸出が増加する動向となったこと、第 2 は製造業関係の生産抑制策により在庫調整が一定程度進んだこと、などによる。

こうした底入れの経済動向は、持続性を持ち中国経済は本格的に回復するか。第 1 のポイントは、金融政策の動向である。2016 年末に金融政策を「穏健」から「穏健中立」に移行させており、これ以降より金融政策が引き締め方向となっている。この点は、投資に対しては抑制的に機能している。とくに、金融リスクに対する対処を政策的に進めていることから、貸出懸念先への融資抑制や地方政府に対する融資の厳格化、そして地方政府債務の拡大を抑えるため責任の明確化等も進めているため、金利水準以上に質の面からの引き締め要因が強まっており、この点が企業や地域の投資を抑制する要因となっている。もちろん、実体経済を大きく腰折れさせるような引き締め政策を回避するため、新規産業創出や構造改革に向けた融資の流れは拡大しつつ金融リスクを克服する手段となっている。このため、従来から問われている中国経済の高付加価値化に向けた、既存体質の構造改革がスムーズに進展するかが、持続的拡大に向けた大きな要因となっている。とくに、不動産関係の投資が再加熱する動きが生じると、金融引き締め姿勢が強まり実体経済に与える影響も懸念される。第 2 の要因が、在庫調整が今後もスムーズに進展するか否かにある。川上の素材部門ではある程度の在庫調整が進んだとみられるものの、地方部も含めて経済全体としての在庫調整の進展は不透明感があること、そしてインフラ投資も含めて固定資産投資が一桁台に落ち込んでいることなど構造要因がある。なお、中国経済の貯蓄率は高く、この高い貯蓄を投資に流すことで成長してきたが、投資が抑制される中で如何に消費に回る環境をつくるかも政策課題となる。



## 1. 東京都の排出量取引制度とは？

### (1) 大規模事業を所対象とした都市レベルの制度

排出量取引制度とは、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガスの排出量を効率的に削減する仕組みである。排出量取引制度では、事業者等に温室効果ガスの排出量の上限を設定し、上限を上回ってしまう事業者等は、上限を下回った事業者等から余剰の排出枠（クレジット）を購入することによって、温室効果ガスの排出削減コストを事業者等の間で平準化し、社会全体で無駄な排出削減コストを減らす。排出量取引制度において、クレジットの価格は温室効果ガスの平均的な排出削減コストを意味し、事業者等が温室効果ガスの排出量を削減する省エネ対策等の費用対効果を評価して、効率的な実施を促すという価格機能を有する。

排出量取引制度は、環境規制に積極的な欧州連合（European Union : EU）において、平成 17 年に世界で最初に導入され、日本など国・地域レベルで普及しているが、東京都では世界的にも珍しい都市レベルで、平成 23 年度から導入している。東京都は平成 32 年までに温室効果ガスの排出量を、平成 12 年比で 25%削減するという目標を打ち出しており、都の排出量取引制度は温室効果ガスの排出量が多い大規模事業所を対象としている。

東京都の排出量取引制度では、対象事業所には平成 14～19 年度の間で、いずれか連続する 3 か年度の温室効果ガスの排出量の平均値を基準とし、平成 22～26 年度の第一計画期間には 6%または 8%、平成 27～31 年度の第二計画期間には 15%または 17%削減することが義務付けられており、削減義務は期間の経過とともに厳しくなっている。東京都の排出量取引制度において、自らの取り組みのみで温室効果ガスの排出量の削減義務を達成できない対象事業所は、クレジットを購入して義務履行することが求められる。

### (2) 第一計画期間では 9%がクレジットを購入。超過削減量と再エネクレジットがおもに取引

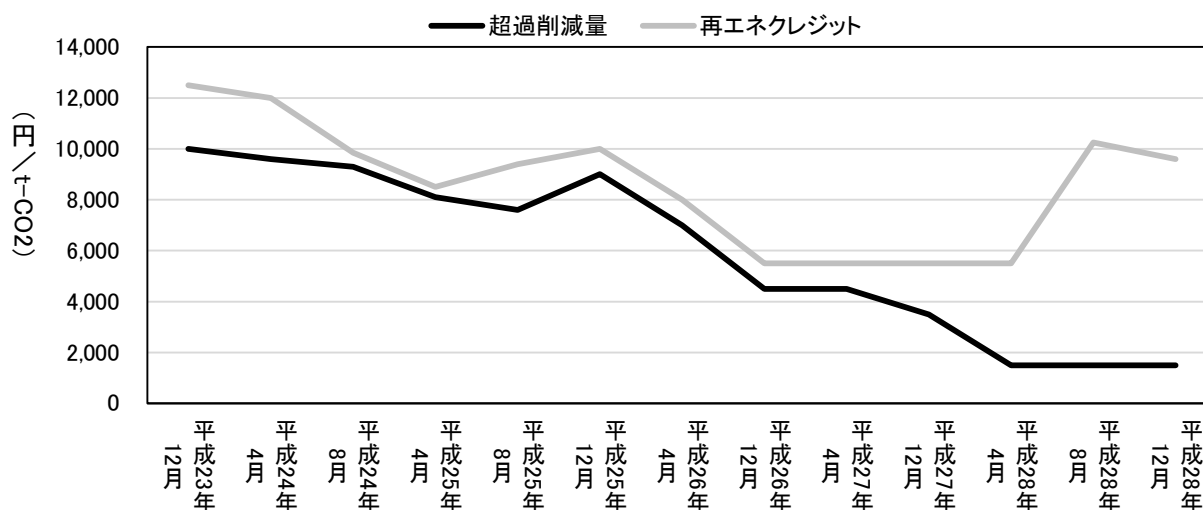
東京都の排出量取引制度の第一計画期間において、対象事業所は温室効果ガスの排出量の義務を上回る 25%を削減している。東京都の排出量取引制度の対象事業所は、第一計画期間中にすべて温室効果ガスの排出量の削減義務を履行し、自らの取り組みのみで削減義務を履行できず、クレジットを購入したのは 9%に当たる 124 事業所にとどまっている。

東京都の排出量取引制度で利用できるクレジットの種類には、対象事業所のクレジットである「超過削減量」のほか、都内の中小規模の事業所における省エネ対策等から得られる「都内中小クレジット」、再生可能エネルギーの環境価値であり、グリーン電力証書等の「再エネクレジット」、都外の大規模事業所における省エネ対策等から得られる「都外クレジット」、埼玉県での排出量取引制度のクレジットである「埼玉県クレジット」がある。東京都の排出量取引制度の第一計画期間では、19 万 t-CO<sub>2</sub> のクレジットが取引され、クレジットの種類では超過削減量が 83%、再エネクレジットが 12%を占めており、超過削減量と再エネクレジットがおもに取引されていることが分かる。

### (3) 価格機能を失った東京都の排出量取引制度

筆者は東京都の委託調査を通じて、東京都の排出量取引制度におけるクレジットの標準的な取引価格である査定価格の算出に関わっており、おもに取引される超過削減量と再エネクレジットの査定価格の推移は、下図のとおりである。超過削減量と再エネクレジットの査定価格は、東京都の排出量取引制度の導入当初、それぞれ 10,000 円/t-CO<sub>2</sub>・12,500 円/t-CO<sub>2</sub>であった。しかし、近年では対象事業所が企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility : CSR）の一環としてアピールできる再エネクレジットの査定価格は維持しているものの、東京都の排出量取引制度のみに活用できる超過削減量の査定価格は 1,500 円/t-CO<sub>2</sub>まで落ち込んでいる。

図表1 超過削減量と再エネクレジットの査定価格の推移



(資料)排出量取引の運用に関する専門家委員会資料(東京都/平成二十九年三月)より作成

前述のとおり、東京都の排出量取引制度において最も取引されているクレジットは超過削減量である。対象事業所や仲介事業者へのヒアリングによると、クレジットの取引には一定の事務手続きが必要であり、20～50万円程度の人件費がかかる。最近の東京都の排出量取引制度におけるクレジットの取引規模から、事務手続きにかかる人件費を賄うために必要なクレジットの単価が1,500円/t-CO<sub>2</sub>で、現在の超過削減量の査定価格は下限であり、温室効果ガスの平均的な排出削減コストは実質的にゼロ円と評価されていると考えられる。

ヒアリングから、多くの対象事業所はクレジットの価格に関わらず、温室効果ガスの排出量の削減義務を履行するというコンプライアンスの遵守を重視している。しかし、現在の超過削減量の査定価格では、評価されない省エネ対策等には自ら取り組まず、安価な超過削減量を購入して削減義務を履行するという対象事業所が現れて、対象事業所全体では温室効果ガスの排出量が増加するおそれがある。現在の超過削減量の査定価格は、政策的に意図しないメッセージを発しており、東京都の排出量取引制度ではクレジットの価格機能は失われているといえる。

## 2. 東京都の排出量取引制度の価格機能の回復に向けた提案

東京都の排出量取引制度においてクレジットの価格機能が失われている原因は、最も取引されている超過削減量の供給が需要を上回り、供給過剰になっていることである。前述のとおり、東京都の排出量取引制度では、第一計画期間において対象事業所は温室効果ガスの排出量を義務を上回って削減し、クレジットを購入した対象事業所は9%にとどまっており、多くの対象事業所にとって削減義務の履行は容易な状況で、超過削減量の需要は少なく、供給は多くなりやすい。

東京都の排出量取引制度のクレジットの価格機能を回復させるためには、都の温室効果ガスの排出量の削減目標を見直して、対象事業所の削減義務を厳しくし、超過削減量の需要を増やして供給を減らすことが対策として考えられる。しかし、東京都の排出量取引制度の目的は、都の温室効果ガスの排出量の削減目標を達成することであり、クレジットの価格機能を回復させるために都の削減目標を見直すことは趣旨とは異なる。このため、東京都の排出量取引制度のクレジットの価格機能の回復に向けては、現在の都の温室効果ガスの排出量の削減目標に基づいて、超過削減量の需要を増やし、供給を減らす対策が求められる。

### 【提案①：超過削減量の需要の増加：CSRとして活用】

前述のとおり、東京都の排出量取引制度においておもに取引されているクレジットは超過削減量と再

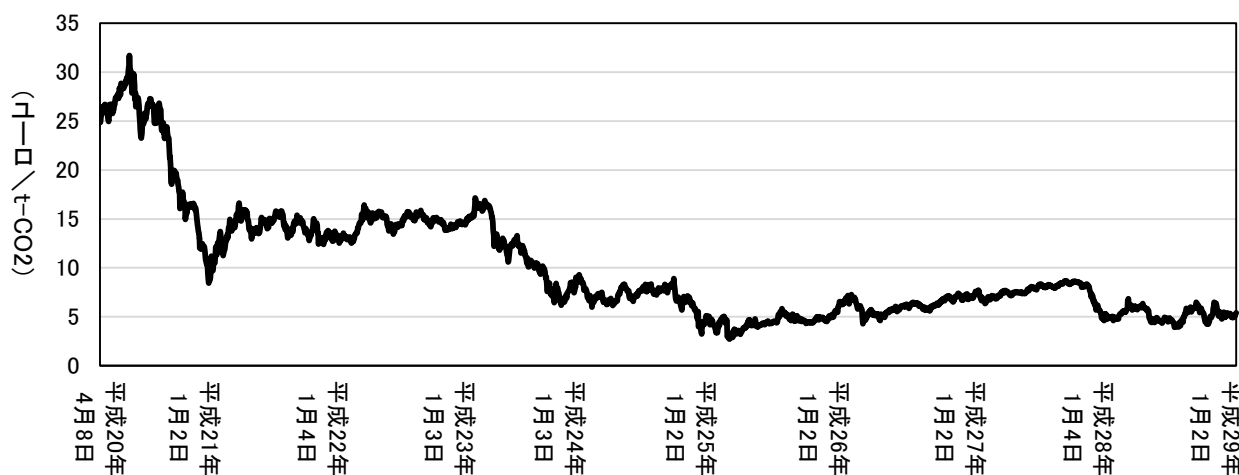
エネクレジットであり、超過削減量の査定価格は落ち込んでいるものの、再エネクレジットの査定価格は維持している。これは再エネクレジットが東京都の排出量取引制度に活用できるほか、購入した対象事業所は CSR の一環としてアピールできるなど用途が広く、需要が底堅いことが背景にあると考えられる。

ヒアリングから、超過削減量を保有する多くの対象事業所は、超過削減量の価格が低い場合には、事務手続に手間をかけて販売するよりも、償却したり、東京都への寄付等を通じて、都の温室効果ガスの排出量の削減目標の達成に貢献するなど、CSR の一環として活用したいと考えている。このため、超過削減量の需要を増やすためには、対象事業所における超過削減量の償却や都への寄付等を認めて都が公表するなど、対象事業所が超過削減量を CSR の一環として活用できる仕組みを導入することが有効であると考えられる。

### 【提案②：超過削減量の供給削減：EU に先例】

世界で最初に導入された EU の排出量取引制度も東京都と同様に、クレジットの価格が低下し、価格機能が失われている。EU の排出量取引制度のクレジットである欧州排出枠（European Union Allowance：EUA）の平成 22 年以降の価格の推移は、下図のとおりである。

図表 2 EUA の価格の推移



(資料)「ECX EUA Futures, Continuous Contract #1 (C1) (Front Month)」インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange:ICE)より作成

EUA の価格は平成 22 年 6 月に 30.79 ユーロ (約 4,434 円。1 ユーロ=144 円で換算) まで上昇した後、低下傾向に転じて平成 25 年 4 月には 3.07 ユーロ (約 399 円。1 ユーロ=130 円で換算) まで落ち込んだ。これは、平成 20 年に発生した世界的な金融危機が EU で深刻化し、エネルギー消費量が減少して温室効果ガスの排出量が減り、EUA の需要が少なくなったこと等が原因であると考えられる。

EU では排出量取引制度のクレジットの価格機能を回復させるため、EUA の供給を減らす次の短期的・中期的の対策に取り組んでいる。

- ①短期的な対策：平成 26～平成 28 年に予定されている 9 億 tCO<sub>2</sub> の EUA のオークションを平成 31～32 年まで延期し、供給を減らす「バックローディング」を平成 26 年 4 月から開始
- ②中期的な対策：余剰な EUA を吸収して価格を維持する「市場安定化予備」(Market Stability Reserve：MSR) の創設。MSR にはバックローディングによってオークションが延期された EUA の一部が移転。平成 31 年 1 月から運用開始の予定

現在、EU の排出量取引制度ではバックローディングに基づいて、EUA の供給が減っている。バックローディングの開始以降、EUA の価格は平成 27 年 10 月にかけて上昇傾向にあり、EU の排出量取引制度のクレジットの価格機能は、一定程度回復したと考えられる。



超過削減量の供給を減らすためには、バックローディングや MSR を参考に、東京都が超過削減量を吸収することが有効であると考えられる。しかし、EU の排出量取引制度は東京都と異なり、EU が対象事業者に EUA をオークションによって配分するため、バックローディングや MSR によって EUA の供給を減らしても、直接的な財政負担は生じない。一方、東京都の排出量取引制度では超過削減量は対象事業所が生み出すため、超過削減量の吸収には都による買い上げが必要であり、財政負担が生じる。

バックローディングや MSR を参考にした超過削減量の供給削減は東京都の財政負担が必要であるが、温室効果ガスの排出量の削減は都の重要政策である。平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都は世界的に注目を集めており、世界的にも珍しい都市レベルの排出量取引制度をアピールするためにも、都の財政負担による超過削減量の供給削減は、一考の余地があると考えられる。

## 〈既刊テーマ一覧〉

2016 No. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体経営と政策エビデンス</li> <li>● 政策エビデンスと法的思考</li> <li>● 製造業の回復傾向と政策リスク</li> <li>● 岐路に立つ日本農業</li> <li>● 三大都市圏の2022年問題 ～どうなる、どうする生産緑地～</li> </ul>
2016 No. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体経営と自覚的フィードバック</li> <li>● 平衡プロセスの中に存在する原因</li> <li>● 原油とアジア経済政策</li> <li>● マイナンバーカードを用いた独自サービスを推進するための6つの方策</li> <li>● 管理職に今問われるマネジメント力～管理職の行動変化を促す人事部門へ～</li> </ul>
2017 No. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体経営のリーダーシップと組織（1）</li> <li>● 英国離脱とEU圏の行方</li> <li>● 韓国経済・米中問題と大統領選挙</li> <li>● 世界の自然災害リスクマネジメントにおける日本の役割</li> </ul>
2017 No. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体経営のリーダーシップと組織（2）</li> <li>● 政治の捻じれ</li> <li>● 渝新欧鉄道と中国戦略</li> <li>● 日本版レギュラトリー・サンドボックスの導入に向けた一考察（1） —利用者保護及びモニタリングの視点から—</li> </ul>
2017 No. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リーダーシップと組織の内部統制</li> <li>● 食料加工品の高付加価値化</li> <li>● シンガポール産業集積と直接投資</li> <li>● 日本版レギュラトリー・サンドボックスの導入に向けた一考察（2） —諸外国のモニタリング及び規制の見直しの視点から—</li> </ul>
2017 No. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のプロモーション力</li> <li>● 日本とEU間のEPA合意</li> <li>● アジア通貨危機の再考</li> <li>● 地域における認知症サポート医の活躍に向けて</li> </ul>

### 政策研究 2017 No. 5

2017年8月発行

監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）  
 編集・発行 株式会社富士通総研 行政経営グループ  
 〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1  
 電話 03-5401-8396  
 MAIL fri-ppp-jimukyoku@dl.jp.fujitsu.com  
 URL <http://www.pppnews.org>